

2007 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

第 9 回学会奨励賞授賞理由

学会奨励賞選考委員長 棚瀬孝雄

2007 年度日本法社会学会奨励賞は、著書部門が、高村学人会員の『アソシアシオンへの自由：＜共和国＞の論理』（勁草書房）に、また論文部門が、小佐井良太「飲酒にまつわる事故と責任(一)～(三・完)：ある訴訟事例を通して見た死別の悲しみと法」九大法学 88・93・94 号に授与された。

小佐井会員の論文は、サークルでの新人歓迎コンパの後、学生が酔った勢いで川に入りおぼれ死んだ事件を、遺族である原告の両親の目線で詳細に記述し、訴訟がこの種の事件でどのような意味を持ちうるのか分析したものである。人の死という重い事実が絡む不法行為訴訟では、たんなる金銭的賠償以上の真相の解明や再発防止、謝罪を原告は期待するのであるが、実際、それらが当事者間の交渉、そして訴訟の過程でどのように実現されるのかについては、断片的な話はあっても、体系的な分析はこれまでほとんどなされてこなかった。本論文は、このギャップを埋めるために、当事者の手紙や文書、当時の会話の録音、訴状や準備書面、さらには著者が独自に行った関係者との面接など、多様な資料を集めて、事件の正確な再現を行っている。これを読むと、誠意を持って遺族に対応しようとしている加害者側の学生が、くりかえし遺族の死の重さに向き合っていないという拒否の姿勢にとまどいながらも反省を深めていく様子や、裁判官そして双方の弁護士がそれぞれ最終的な和解の提示・受諾に向けて解決の意味づけを行うその法律家の理解と、やはりずれたところでとまどう被害者遺族の姿が描かれていて、読者も深く考えさせられる。著者は、最後に、それを、遺族の「死別の悲しみ」の時間と、まわりの社会、そして法律家の解決を急ぐ時間の流れとのずれとしてまとめつつ、そのずれをどう克服できるかが課題であるとして締めくくっている。

高村会員の著書は、フランスの革命期から 1901 年のアソシアシオン法制定に至る中間団体の扱いに関する法の変遷を、背景となる社会経済的実態と、法学説・社会理論、そして法制定に向けた指導的な議論の分析を通して興味深く描いた作品である。フランス革命で徹底した中間団体の排除が行われて個人の自由が確立され、その自由を基盤に新たな任意加盟の組織としての結社が生み出されていったという単線的な近代化図式を、著者は、丹念な歴史的分析を通して否定するが、とくに革命そのものを用意した市民的公共性の空間が、後に、経済的自由主義を妨げる経済団体の解体、そして秩序的な関心から政治的結社の禁止、またフランスに固有の強い教会勢力との闘争などから、団体の禁止、あるいはその国家管理を経て、押しつぶされていく過程や、逆に、市民の社交的な活動、批判的な労働・政治活動、そして根強い教会の宗教慈善活動などの圧力を背景に、産業活動に伴う社会解体の危機を新たな中

間団体の活性化により再建しようとする試みや、その結社を、肥大化する国家に対する個人の自由の擁護という観点から理論的に位置づけ直そうとする法人学説や法学的な議論などを丹念に描いている、著者は、このように、フランスの結社法から、直ちに今日の大きな実践的課題である市民社会構築における中間団体のあり方という規範的な議論を導くことを禁欲し、まず歴史的な文脈の中でどのようにこの法が誕生していったのかを理解することに精力を注ぐのであるが、それ自体、法の制定をめぐる歴史社会学的な分析としての優れた学術的研究であるばかりでなく、この多様な要因が絡み合う中で形成される結社の法規制が、実体的にも、国家や個人、社会の複雑な力や関心が関わりあう結節点として理解されるべきことをわれわれに教えてくれる。

以上、小佐井、高村両会員の作品は、いずれも丹念な資料の読解、整理と、ねばり強い思考によって、ややもすれば単純な一般化で済ましがちな問題に新たな深い分析を導き入れるものであり、優れた法社会学の業績として、奨励賞の授与にふさわしいものである。

受賞の言葉

受賞の言葉——第9回 学会奨励賞（著書部門） 高村学人（立命館大学）

この度は、『アソシアシオンへの自由：＜共和国＞の論理』に学会奨励賞を与えて頂きありがとうございました。本書で追求したテーマは、大学院に入って以来、私が探求し続けてきたフランスにおける中間団体否認から承認にいたるまでの歴史社会学研究です。

本書では、社会問題、社会学、法学説、立法者の四者がどのような接合関係にあったのか、という点を分析することを重視し、法の相対的自律性を考慮しながら法が産み出される場の構造を分析するための方法論を提示してみました。

しかし、このような結論に達するには、かなりの紅余曲折がありました。最初の留学では、地方文書館で手稿文書を読み込むという作業に明け暮れました。大変な精力を傾けたつもりですが、仮説として想定していた痕跡を文書の中に発見することができず、その結果、助手論文は全くまとまらず、その後、しい期間が過ぎました。

プレイクスルーになったのは、都立大学でギールケを読んだ経験と、カシャンへの二回目の留学で法の相対的自律性ということにつきコマイユ先生が熱心に議論していたことです。むしろ四者が単純な順接関係にないことにこそ面白みがあり、そこにフランスの歴史的経路を発見できるのでは、という閃きがある日、生まれました。そのような視点からこれまで書いたもの、書きためたドラフトをすべて書き直すという作業に昼夜没頭し、なんとか完成させたのが本書です。

本書の一つの章の原型をなす論文が第一回目の奨励賞も頂いており、過分にも二度目の受賞となりました。スピーチでも述べましたように、第一回の受賞自体、過大な評価であり、本書を世に出したことで最初の受賞で発生した大きな債務をようやく返済できたという思いだったのですが、今回もまた奨励賞を、学会には返済不能な道徳的債務を負ってしまい、困ってしまったなあ、というのが正直な思いで

す。

ちょうど今年で自分は三十代の後半に突入したところですし、これまでのように学会に受け身的に参加するのではなく、自らミニシンポジウムを企画するなど、積極的に関与しながら会員の多様な関心に応えるような学会づくりに少しは貢献するようにしていこう、と考えております。今後とも忌憚のないご批判やご指導いただければ、幸いです。

※なお、本書には、2008年度の渋沢・クローデル賞（ルイ・ヴィトン・ジャパン特別賞）も与えられました。（学会事務局）

受賞の言葉——第9回 学会奨励賞（論文部門） 小佐井良太（愛媛大学）

このたび、私の論文「飲酒にまつわる事故と責任：ある訴訟事例を通して見た死別の悲しみと法

（一）～（三・完）」に対して学会奨励賞の栄誉を賜りましたこと、大変光栄に存じます。非常に喜びを感じると同時に、身が引き締まる思いでいっぱいです。まずは、選考委員長の棚瀬先生をはじめとする奨励賞選考委員の諸先生方に深く御礼申し上げます

本論文は、法と「死別の悲しみ」とのかかわりをテーマにある個別具体的な紛争事例の展開過程をとり挙げ、法社会学的視点から詳細な記述と分析を試みた紛争事例研究です。具体的には、ある大学生がサークル主催の「新歓コンパで死亡した事故を契機とする紛争事例を対象としています。紛争の一方当事者である大学生の遺族・両親を中心に相手方当事者（サークル上回生）や双方の弁護士等、紛争の当事者並びに関係者を対象とした聴き取り調査を行ない、その調査結果を踏まえて、主として被害者遺族・両親側の視点から「死別の悲しみ」を抱えた紛争当事者が法や裁判に寄せる「期待」と「異議申し立て」の両面を明らかにすべく努めました。ただし、本論文は、その記述のスタイルや考察方法の面で従来の中立性・客観性を旨とする手法から敢えて「半歩」を踏み出すという実験的な要素を多分に含んでおり、方法論ないし理論面で克服すべき多くの課題を抱えていることも事実です。このことを十分自覚しつつ今後とも研鑽に努めてまいりたいと存じます。

本論文で扱った「法と感情」をめぐる問題、とりわけ紛争の一方当事者が抱える「死別の悲しみ」に対して法が如何に応答するかという問題は、過去の学術大会でも全体シンポのテーマにとり上げられており、法社会学が取り組むべき重要なテーマであることを確信しています。しかし、こうしたテーマを扱う研究はこれまで必ずしも十分な蓄積がなく、法が前提とすべき客観性や中立性、公平性は如何にあるべきかなどの原理的に非常に困難な問題を扱うことでもあり、これからの展開が問われるものと思います。まだまだ課題山積ですが、私自身ささやかながら一步一步着実に、研究を続けてまいりたいと存じます。

最後に、本論文が形をなすにあたっては、足かけ7年にも及ぶ聴き取り調査に辛抱強く協力をいただいた、紛争の一方当事者である被害者遺族両親の存在を抜きには語れません。また、大学院時代を通じて本論文の完成を辛抱強く見守っていただいた九州大学の江口厚仁先生、熊本大学の吉田勇先生、九州大

学大学院時代の諸先輩・後輩のみなさん，これらの方々に心より感謝申し上げて，私の受賞の言葉と致します，ありがとうございました．